## 岩手県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 12 日

 岩手県監査委員
 中
 平
 均

 岩手県監査委員
 平
 沼
 健

 岩手県監査委員
 菊
 池
 武
 利

 岩手県監査委員
 谷
 地
 信
 子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県県北家畜保健衛生所	平成 18 年 11 月 27 日	菊 池 武 利
岩手県東京事務所	平成 18 年 11 月 10 日	川村農夫 菊池武利
岩手県大阪事務所	平成 18 年 11 月 9 日	川村農夫 菊池武利
岩手県北海道事務所	平成 18 年 11 月 9 日	平 沼 健 谷地信子
岩手県名古屋事務所	平成 18 年 11 月 9 日	川村農夫 菊池武利
岩手県福岡事務所	平成 18 年 11 月 27 日	菊 池 武 利
岩手県立葛巻高等学校	平成 18 年 11 月 27 日	菊 池 武 利
岩手県立久慈高等学校	平成 18 年 11 月 27 日	菊 池 武 利
岩手県立種市高等学校	平成 18 年 11 月 27 日	菊 池 武 利
岩手県立伊保内高等学校	平成 18 年 11 月 27 日	菊 池 武 利

- 2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。
  - (1) 岩手県名古屋事務所 交際費の支出に係る資金前渡金の精算に当たり、支払完了後、相当期間経過しても精算手続きがなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。